

平成19年（行ウ）第648号ほか 開発許可処分差止等請求事件

原告 橘 充 自 外

被告 渋谷 区 外

第 3 2 準 備 書 面

— 各処分と個別原告の原告適格（その2） —

平成22年7月2日

東京地方裁判所民事第38部A1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 齊 藤 驍 外7名

本書面では、先の第31準備書面に続いて各処分と個別原告の原告適格について述べるが、羽澤ガーデン敷地からやや離れた場所に居住する原告を中心に論じる。

第1 はじめに

第31準備書面で別紙として添付した原告らの居住不動産と開発予定地の位置関係に関する一覧表を、本書面の内容も踏まえ、本書別紙のとおり改める。

なお、各原告を特定する原告番号に変わりはない。

第2 開発許可処分差止請求

第31準備書面で触れなかった原告番号13乃至21及び29について、

① 取消訴訟と共通の法律上の利益要件

② 差止訴訟特有の要件

に分けて主張する。

1 取消訴訟と共通の法律上の利益要件（行訴法 37 条の 4 第 3、4 項）

(1) 総論

第 31 準備書面で主張したとおりである。

(2) 各論

ア 溢水等被害の観点から

東京都の区部下水道全体計画より、「落合処理区」内に居住する原告番号 16 を除いて、原告番号 13 乃至 15、同 17 乃至 21、及び同 29 の 9 名は、いずれも「芝浦処理区」内に居住するものである。しかも、この 9 名は、「芝浦処理区内」において、羽澤ガーデンよりも上流域に居住するものであって、羽澤ガーデン周辺部で溢水等被害が発生する事態に至れば、この 9 名の居住地でも下水排水の処理に困難を来し、溢水等の被害や排水困難に伴う生活環境の悪化、衛生環境の悪化といった著しい被害が直接的に及ぶおそれがある。

よって、原告番号 16 を除くとしても、原告番号 13 乃至 15、同 17 乃至 21、及び同 29 の 9 名も、原告適格を有するというべきである。

イ 樹木保全の観点から

先に指摘したとおり、都市計画法 33 条 1 項 9 号等都市計画法体系と直接関連する東京都自然保護条例が、大気、水、土壌及び動植物等を一体として総合的に捉えた「自然」を人間の生存の基盤である環境と定義し（同条例 2 条）、樹木及び樹木の保護等の責務を都民に課し（同条例 5 条）、同条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について都民の通報権、同通報に対する知事の調査、措置義務を規定している（同条例 10 条）。

以上のような法 33 条 1 項 9 号及びその関連法である東京都自然保護条

例の趣旨・目的、規定される手続等にかんがみれば、法は樹木の保存、表土の保全につき、全ての東京都民について個々人の個別的利益としても保護しているというべきである。

よって、原告番号16を含めて、いずれも東京都民である全ての原告について原告適格が認められるというべきである。

ウ 文化財保全の観点から

開発許可基準には景観法に関連する規定が置かれ（都市計画法29条5項）、他にも都市計画法は、同法2条の都市計画の基本理念規定で「文化」に触れ、同法8条は景観法（1項6号）、文化財保護法（1項15号）に触れている。以上からして、都市計画法の関連法として景観法や文化財保護法が位置づけられることは明らかである。

そして、本書第5の1で述べるとおり、重要文化財に相当する羽澤ガーデンについては、その保全を通して享受できる利益は広く国民に個別的利益として保護されるべきものであり、特に羽澤ガーデンが位置する東京都民である原告番号13乃至21及び29については、当然に原告適格が認められるというべきである。

2 差止訴訟特有の要件（行訴法37条の4第1、2項）

(1) 重大な損害を生ずるおそれ

ア 損害の回復の困難の程度

溢水等による生命、身体、健康被害の回復は不可能又は著しく困難である。また、保存、保全されてきた樹木や表土も、これがいったん失われると、後の植樹や盛土によっても、従前の機能を回復することは容易でなく、損害回復は困難である。

イ 損害の性質及び程度

溢水等による被害は、直接的に生命、身体というかけがえのない権利・利益にかかわりうる。また、衛生環境の悪化は、単に生活環境の悪化に留

まるものではなく、伝染病発生による健康被害に繋がる。生命、身体、健康がかけがえのない法益であり、これに対する侵害で生じる損害が、その性質及び程度の点において甚大であることは明らかである。

ウ 処分内容及び性質

第31準備書面で主張したとおりである。

(2) 損害を避けるために他に適当な方法なし

第31準備書面で主張したとおりである。

第3 建築確認処分差止請求

第31準備書面で触れなかった原告番号13乃至21及び29について、

- ① 取消訴訟と共通の法律上の利益要件
- ② 差止訴訟特有の要件

に分けて主張する。

1 取消訴訟と共通の法律上の利益要件（行訴法37条の4第3、4項）

(1) 総論

第31準備書面で主張したところに、次のとおり補充する。

法体系上、建築基準法が都市における建築等を規制する点において都市計画法の特別法であることは自明である。

そして、特に建築確認を申請しようとする者については、建築基準法施行規則第1条の3第1項・表2の(77)により、建築確認申請書に60号適合証明書（都市計画法施行規則60条に基づき交付されるもので、当該計画が都市計画法29条の開発行為規定等に適合していることを証する書面）を添えなければならないとされているところからすれば、都市計画法29条の開発行為許可処分について原告適格が認められるものについては、建築確認処分についても原告適格が認められるというべきである。

(2) 各論

原告番号13乃至21及び29が、都市計画法29条の開発行為許可処分について原告適格が認められることは、本書第2の1(2)で述べたとおりである。つまり、下水の「芝浦処理区内」に居住する原告番号13乃至15、同17乃至21、及び同29の9名については溢水等被害の点から、都民である原告番号16を含めた全てのものについては樹木等の保全の点から原告適格が認められるというべきである。

2 差止訴訟特有の要件（行訴法37条の4第1、2項）

本書第2の2で述べたとおりである。

第4 樹木伐採及び建築物解体工事中止命令義務付請求

第31準備書面で触れなかった原告番号13乃至21及び29について、

① 取消訴訟と共通の法律上の利益要件

② 義務付訴訟特有の要件

に分けて主張する。

1 取消訴訟と共通の法律上の利益要件（行訴法37条の2第3、4項）

(1) 総論

第31準備書面で主張したとおりである。

特に、東京都自然保護条例10条に示された都民の通報行為とこれに対する東京都知事の調査・応答義務という実体的な権利・利益の保証、及び、処理経過を明らかにする手続的な権利・利益の保証からすれば、東京都民である限り、全ての個々人について個別的利益として保護する趣旨を有しているというべきである。

(2) 各論

原告番号13乃至21及び29を含め、原告らは皆、東京都民であり、樹木伐採及び建築物解体工事中止命令に関する行政訴訟について原告適格を有するというべきである。

2 義務付訴訟特有の要件（行訴法37条の2第1、2項）

第31準備書面で主張したとおりである。

第5 景観重要建造物指定義務付請求

第31準備書面で触れなかった原告番号13乃至17及び19について、

- ① 取消訴訟と共通の法律上の利益要件
- ② 義務付訴訟特有の要件

に分けて主張する。

1 取消訴訟と共通の法律上の利益要件（行訴法37条の2第3、4項）

(1) 総論

第31準備書面で主張したところに次の点を確認又は補充する。

第31準備書面では、景観の、豊かな生活環境の創造に不可欠で（景観法2条1項）、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等の調和により形成され（同条2項）、地域の固有の特性と密接に関連する（同条3項）といった地域性に重点を置いて法令等を考慮、参酌した。

しかしながら、良好な景観の形成に重要な建造物が、景観法の関連法である文化財保護法（同法1条は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資する」、同法2条は「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」とする。）に規定する重要文化財に該当し、又は、相当するものである場合には、その維持・存続等にかかる利害関係者の範囲は地域的に限定されることなく、広く国民・市民に普遍的なものであるというべきである。

この点、単純な公益・私益二元論は、利害関係者が地域的に限定されず、広く国民・市民に普遍化すれば、それだけで検討対象の保護法益を公益として整理し、行政訴訟の門戸を閉ざしてきた。

しかし、「当該権利・利益の享有者が普遍的であるならば、当該権利・利益は公益である」という条件文は決して真ではなく偽である。典型例を挙げれば、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と規定する憲法11条は、基本的人権について、全ての国民が享有するという普遍性と、個々人の個別的権利として保護が両立するものであることを示している。

従前公益として処理されてきた権利・利益の多くは、個々人の個別的権利・利益の束であり、その侵害を主張する行政訴訟の原告には広く門戸が開放されて来なければならなかったのである。

(2) 各論

前野まさるら意見書（甲75）及び西和夫意見書（甲76）に述べられているとおり、羽澤ガーデンは重要文化財に相当するものである。

そして、原告番号13乃至17及び19は、皆、国民であり、しかも、羽澤ガーデンが位置する東京都の都民であって、景観法においては、住民の意見反映手続（景観法9条1項）、景観計画の策定等の提案手続の保護下にもあるところで、景観重要建造物指定に関する行政訴訟について原告適格を有するというべきである。

2 義務付訴訟特有の要件（行訴法37条の2第1、2項）

(1) 重大な損害を生ずるおそれ

ア 損害の回復の困難の程度

近現代における自然的、歴史的、文化的な点で特徴的な客観的価値を有する文化財であり、重要文化財に相当することが明らかな羽澤ガーデンが失われた場合に、その損害の回復が不可能又は著しく困難であることは明らかである。

イ 損害の性質及び程度

重要文化財に相当する羽澤ガーデンを失うことは、国民、都民のアイデ

ンティティの喪失に繋がるもの、換言すれば、個々人の人格権及び人格的利益に対する侵害を意味するものであって、同侵害による損害が、その性質及び程度の点において甚大であることは明らかである。

ウ 処分内容及び性質

第31準備書面で述べたとおりである。

(2) 損害を避けるために他に適当な方法なし

第31準備書面で述べたとおりである。

以上